

令和7年度 居宅介護 指摘事項一覧

17事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	人員に関する基準	従業者の員数が常勤換算方法で2.5を下回っており、最小限必要な員数を確保していませんでした。 2.5以上となるよう、適切な人員配置を行ってください。	都条例第155号第5条、 都条例施行規則第175号第3条第1項第1号、 障発第1206001号第三の1(1)①	5
2	人員に関する基準	サービス提供責任者が同法人の運営する他事業所の従業者を兼務しており、常勤専従のサービス提供責任者を配置していませんでした。 指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上常勤専従のサービス提供責任者を配置してください。	都条例第155号第5条、 都条例施行規則第175号第3条第1項第2号、 障発第1206001号第三の1(2)①	1
3	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書を取り交わしていることが確認できない事例がありました。 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得てください。	都条例第155号第13条第1項、 障発第1206001号第三の3(1)	3
4	契約支給量等の報告等及び受給資格の確認	受給者証に事業者及び事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、契約支給量、契約日等の必要な事項を記載していることが確認できない事例がありました。 また、支給決定障害者等が提示する受給者証により、支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認しているか確認できない事例がありました。 必要な受給者証記載事項を受給者証に記載していること、及び支給決定障害者等が提示する受給者証により支給決定の有無及び有効期間、支給量等を確認したことを明確にしてください。	都条例第155号第14条第1項及び第18条、 障発第1206001号第三の3(2)①及び(6)	1
5	サービスの提供の記録	サービス提供記録に関する記録の全て又は一部が確認できない事例、各記録間で整合性が取れていない事例、記録が重複して作成されている事例がありました。 指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項をその都度適切に記録し、利用者の確認を得てください。	都条例第155号第23条、 障発第1206001号第三の3(9)	6
6	法定代理受領の通知	法定代理受領した障害福祉サービスに係る介護給付費の額を支給決定障害者等に対し、通知していない事例及びサービス提供実績記録票をもって法定代理受領の通知としている事例がありました。 介護給付費を法定代理受領した際は、当該支給決定障害者等に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第27条第1項、 障発第1206001号第三の3(13)①	5

令和7年度 居宅介護 指摘事項一覧

17事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘事業所数
7	サービス提供責任者の責務等に関すること(居宅介護計画の作成等)	居宅介護計画の作成に関する以下の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。サービス提供責任者は、居宅介護計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 ●常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 ●利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成すること。(変更時について準用) ●居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(指定特定相談支援事業者等)に交付すること。(変更時について準用) ●居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うこと。 ●相談支援事業者との居宅介護等計画及びモニタリング結果の交付等の手法により、連携強化を図ること。	都条例第155号第10条第2項から第4項及び第29条第1号第4号 障発第1206001号第三の3(15)及び(16)	13
8	勤務体制の確保	同法人が運営する他事業所の職務を兼務している従業者について、他事業所等の勤怠及び業務が混在しており、当該指定居宅介護事業所としての勤務体制が明確に定められていませんでした。 当該指定居宅介護事業所の従業者の勤務状況を適切に記録し、事業所における勤務体制を明確に定めてください。	都条例第155号第12条第1項、 障発第1206001号第三の3(22)①	1
9	勤務体制の確保	ハラスメント対策としての措置が講じられていませんでした。 事業所の方針の明確化・その周知啓発、相談体制の整備等、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第12条第4項、 障発第1206001号第三の3(22)④	5
10	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。 ●業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第12条の2、 障発第1206001号第三の3(23)	8
11	同居家族に対するサービス提供の禁止	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはなりません。しかしながら、同居の家族がサービスを提供している事例がありました。 については、同居家族に対するサービス提供は行わないでください。	都条例第155号第31条	1
12	感染症の予防及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第34条第3項、 都条例施行規則第175号第4条の2第1項、 障発第1206001号第三の3(24)	12

令和7年度 居宅介護 指摘事項一覧

17事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
13	掲示に関すること	運営規程の概要や利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項に関する資料が事業所の見やすい場所に掲示又は閲覧可能な形で備え付けられていませんでした。 当該資料を掲示もしくはファイル等を用いて事業所の見やすい場所に備え付けてください。	都条例第155号第35条、 障発第1206001号第三の3(25)	5
14	身体拘束等の禁止	身体拘束等の適正化を図るための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修を定期的(年1回以上)に実施すること。	都条例第155号第35条の2第3項、 都条例施行規則第175号第4条の3第1項、 障発第1206001号第三の3(26)	7
15	秘密保持等	一部の従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。 従業者及び従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	都条例第155号第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(27)①及び②	4
16	秘密保持等	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第155号第36条第3項、 障発第1206001号第三の3(27)③	6
17	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的(少なくとも1年に1回)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●研修を定期的(年1回以上)に実施すること。 ●虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第155号第40条の2、 都条例施行規則第175号第4条の4第1項、 障発第1206001号第三の3(31)	6
18	記録の整備	居宅介護計画に関する記録が保存されていることが確認できない事例がありました。 利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存してください。	都条例第155号第42条第2項、 障発第1206001号第三の3(33)	1
19	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する必要な事項を届け出てください。	障害者総合支援法第51条の2第2項	2
20	障害福祉サービス等情報公表制度	障害福祉サービス等情報公表制度による、障害福祉サービス等情報の報告が行われていませんでした。 情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告してください。 (改善の確認ができない場合は、令和6年4月に遡って、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。)	障害者総合支援法第76条の3、 厚労告第523号別表第1の1の注16、 障発第1031001号第二の1(12)	4

令和7年度 居宅介護 指摘事項一覧

17事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
21	給付費の算定等 (居宅介護サービス費)	居宅介護サービス費の算定に当たり、以下のとおり適切に行われていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。 ●同居の家族がサービスを提供している事例。 ●サービス提供の都度記録に関する全ての記録又は一部の記録が確認できない事例。 ●他のサービスと重複して居宅介護サービス費を算定している事例。 ●サービス提供時間を誤って算定している事例。	都条例第155号第31条 厚労告第523号別表第1の1の注1及び注3、 障発第1031001号第二の2(1)①	5
22	給付費の算定等 (居宅介護サービス費)	居宅介護サービス費の算定に当たり、重度訪問介護研修修了者が身体介護を行った際に重度訪問介護の所定単位数ではなく、居宅介護の単位数で請求している事例がありました。 適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担額の過誤調整をしてください。また、算定についてはサービス区分及び居宅介護従業者の資格に応じて、所定単位数を算定してください。	厚労告第523号別表第1の1の注1及び注5、 障発第1031001号第二の2(1)①及び⑨(一) ウ	2
23	給付費の算定等 (居宅介護サービス費)	2人の居宅介護従業者による居宅介護サービス費の算定に当たり、2人の居宅介護従業者により居宅介護を実施していないにも関わらず、2人分の所定単位数を算定している事例、要件を満たしていることが確認できない事例、利用者から同意を得ていることが確認できなかった事例がありました。 同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行った場合の算定要件を満たしていることを明確にした上で、適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1の注1及び注10、 障発第1031001号第二の2(1)①及び⑫	2
24	業務継続計画未策定減算	感染症や災害発生時における業務継続計画を作成していないため、適切な算定となるよう基準を満たさない事実が生じた時点(令和7年4月まで遡及)から、基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1の注17、 障発第1031001号第二の1(13)	2
25	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていないため、適切な算定となるよう身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1の注18、 障発第1031001号第二の1(14)	6
26	虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていないため、適切な算定となるよう虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1の注19、 障発第1031001号第二の1(15)	5
27	初回加算	初回加算の算定に当たり、以下のとおり適切に行われていない事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担額の過誤調整を行ってください。 ●居宅介護計画の新規作成を行っていない事例。 ●サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行うこと、又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行することが行われていない事例。	厚労告第523号別表第1の2の注、 障発第1031001号第二の2(1)⑪	3